堺市中学校オンライン英会話委託業務仕様書

１　業務名

堺市中学校オンライン英会話委託業務

２　業務目的

本市の英語教育においては、急速に進展するグローバル社会において、英語によるコミュニケーションを活発に行えるよう、さまざまな交流を活用しながら外国語教育の充実を図っている。

さらに、英語の学習に対する学習意欲及び英語力の向上のため、より実践的な英会話体験機会を創出するオンラインを活用した外国人講師（以下「講師」という。）との英会話を生徒に対し実施することで、学力やコミュニケーション能力、主体性・積極性等を身につけたグローバルに活躍できる人材を育成することを目的とする。

３　履行期間

契約締結日から令和 10 年３月 31 日まで

４　履行場所

本市指定場所（堺市立中学校 43 校）

５　業務内容

受注者は、本仕様書の定めにより、堺市立中学校（以下「学校」という。）の対象生徒に「対面式通話ソフトを用いた講師とのオンライン英会話（以下「英会話」という。）」及び英会話実施に係る次の業務を履行する。

（１）業務実施計画書の提出

受注者は、本業務に係る実施計画書を作成し、令和９年４月上旬までに堺市教育委員会事務局（以下「発注者」という。）に提出する。

（２）講師による英会話の実施

①英会話の実施内容について

〇実施形態　１回あたり概ね 25 分程度のマンツーマン英会話

※生徒１人に対し、講師１人がマンツーマンで 25 分程度英会話を行う。

※開始時刻は発注者または実施校が指定するものとし、0 分、15 分、30 分又は 45 分とする。

〇対象学年　中学２年生

○実施中学校

堺市立中学校 43 校で実施する。

○年間実施回数

実施回数は堺市立中学校 43 校を対象とし、原則として１学級につき、年間３回ずつとする。

○対象学年学級数、人数

中学２年生　　189 学級程度　　約 6,000 人程度

※１学級あたりの最大実施人数 40 人程度

○実施時期　令和９年４月から令和 10 年３月

・具体的な実施時期は発注者と打合せのうえ決めるものとする。また、実施の間隔については、学期に１回程度、計画的に年間３回行うこととする。

○講師及び英会話の提供

・年度途中の転入等生徒の増減のうち、５％未満は変更契約の対象としない。

・５％を超える増減が生じた場合は、１人当たり単価を基準として発注者と受注者で協議のうえ変更契約を行うことができる。

・諸般の事情により実施回数を満たすことが困難な場合には、別途協議するものとする。

○英会話は原則各学校の校内ネットワークが利用可能な教室において実施する。ただし、生徒の状況等に応じて学校が必要と認める場合は、この限りではない。

○生徒の学習能力・習熟度に応じ、話すスピードや英単語・語句を変える等の柔軟な対応及び支援学級に在籍する生徒に対する合理的配慮を行うこと。

○各生徒の英会話中の状況を教員が確認できるよう、生徒と講師の英会話を別の端末で視聴することができるなどの体制を用意すること。

②英会話支援員の配置

・受注者は、円滑な英会話の実施に向け、ICT 機器の取扱いに優れ、教員との連絡・調整を円滑に行うことができる者（以下「支援員」という。）を全校各回に２名以上配置し、授業の開始から終了まで英会話が確実に実施できる体制を整えること。

・支援員は、本業務の意義目的を理解し、各校でのネットワーク環境確認、生徒用パソコン等の準備、片付け（消毒対応含む）、教員及び生徒のパソコン操作の支援並びに生徒用パソコンの不具合に対応し、円滑な英会話の実施をサポートすること。また、英会話実施中は生徒用パソコンの接続状況を把握し、機器及び端末の操作支援を行うこと。なお支援員の業務は機器及び端末の操作支援に限るものとし、英会話の指導、通訳、会話補助その他学習指導に関する支援は行わないものとする。

・支援員は専門的知識をもとに、必要に応じて教員に対し機器の操作等に関する助言及び支援をす

ること。

（３）その他の業務

①受注者が各学校の実施希望日を直接集約し、それに基づく実施スケジュール表を学校ごとに作成し、共有のファイルとしてデータで発注者へ報告する。万が一、変更が生じた場合には、スケジュール管理を適切に行い、データを更新し、受注者に随時報告する。

②同時刻に実施できる学校数は最大３校まで対応するものとする。また、学校規模に応じて、同一校で２日連続実施等、複数回に分けて実施する場合にも対応するものとする。

③授業実施前に実際の授業形態で検証するテスト通信を、発注者立ち会いのもと発注者が指定した抽出校３校で実施するものとする。複数学校による同時実施の場合もあることから、通信テストも３校同時で実施するものとする。

④学校の授業時刻によって生じた実施スケジュールの変更については、迅速に対応するものとする。

⑤発注者と調整の上、円滑な実施、効果的な活用を目的とした教員対象の研修を年度のはじめに１回開催するものとする。研修内に英語科教員（１校につき２・３名程度）に対しオンライン英会話の体験レッスンを提供するものとする。

⑥上記⑤に示す教員を対象とした研修用資料（パソコンの操作方法、教科書に対応した事前・事後授業の例、レッスン時の生徒への指示や支援方法、評価方法が明記された実施マニュアル等）はパワーポイント形式で作成し、令和９年３月下旬までに提出し、承認を受けるものとする。

⑦実施にあたり、準備段階、実施段階、終了段階の生徒及び教員の動きが明記された実施マニュアル及びトラブル時の FAQ をワード及び PDF 形式で作成し、発注者へ令和９年３月下旬に提出するものとする。

⑧英会話レッスン実施中、緊急連絡をした際に速やかに対応できるよう、講師が在住する現地のレッスン場に日本人スタッフを２名以上配置するものとする。

⑨受注者は、質問内容や収集方法を発注者と協議のうえ、オンライン英会話の効果検証を目的とした生徒用アンケートフォームを作成し、回答の収集、集計及び分析並びに結果報告を実施するものとする。

⑩受注者は、生徒へのフィードバック見本を令和９年４月下旬までに発注者へ提出し、その承認を得なければならない。また、オンライン英会話の授業終了後、生徒ごとのフィードバックを作成し、レッスン直後にワード又はエクセルデータにより学校へ送付しなければならない。

⑪受注者は、その負担と責任において、講師が基本的人権について正しい認識を持ち、適切に業務を遂行できるように、講師に対して次に掲げる研修を実施しなければならない。

１　オンライン英会話講師としての指導力向上を目的とする研修

（オンライン英会話開始前及び年間を通して）

２　人権啓発及びこども理解に関する研修（オンライン英会話開始前及び年間を通して）

６　業務スケジュール

・令和９年２月上旬　～　令和９年３月下旬　　カリキュラム、教材、研修資料等の作成
・令和９年４月上旬　～　令和９年４月下旬　　通信テスト、指導案生徒用プリント送付
・令和９年５月中旬　～　令和９年７月上旬　　第１回オンライン英会話、発注者への報告①
・令和９年８月下旬　～　令和９年 12 月下旬　　第２回オンライン英会話、発注者への報告②
・令和 10 年１月上旬　～　令和 10 年３月上旬　　第３回オンライン英会話、発注者への最終報告

※オンライン英会話については、実施時期が異なる場合もある。

７　オンライン英会話実施の要件

（１）学校に係る要件

①実施対象見込学級数及び生徒数

・生徒数・学級数については、転出入等による増減がある。
・転入等により令和９年５月１日までに生徒数が１学級あたり 35 人を超えた場合、学級数増となる場合がある。

②対象生徒の使用教科用図書

校種	学年	発行者	教科用図書
中学校	１年時	東京書籍	NEW HORIZON English Course1（R７年度版）
	２年時	東京書籍	NEW HORIZON English Course2（R７年度版）
	３年時	東京書籍	NEW HORIZON English Course3（R７年度版）

（２）教材に係る要件

①英会話通信ソフト（受注者が準備）

・ブラウザから利用できる機能であること。（パソコンへのインストールは不可）
・通信ソフトについては、音声・映像でやり取りするコミュニケーションツールであること。
・英会話に使用する通信またはブラウザ等（以下「通信ソフト等」という。）についての指定はない。ただし、セキュリティ対策が施されかつ広告が出ないブラウザ内で表示可能な通信ソフトを使用するものとする。
・英会話中の生徒の学習状況について教員が把握できるよう、生徒と講師の英会話を別の端末で視聴することができるなどの機能を有すること。

②英会話使用機材

・対象学校におけるパソコンの仕様は別紙１のとおりである。

・インストールされているブラウザは Safari である。指定のブラウザに対応する仕組みであること。

③英会話の学習形態及び使用教材

・英会話での学習形態は、以下のようなアウトプット力試し型に、３段階程度の習熟度を加味した内容とする。

＜アウトプット力試し型の内容＞

生徒が学習テーマに基づき、既習表現を用いて表現したい内容を事前に準備し、講師に英語表現を伝える形態とし、生徒が自分の英語力を試すことができるものとする。また、生徒の英語力に応じて即興性のあるやりとりを中心に進めるものとする。

＜習熟度３段階の内容＞

ベーシック（下位層に対応）　→教科書で扱う基本文法・語句を中心とした内容

スタンダード（中位層に対応）　→基本文法・語句に加え、応用的な表現も使用する内容

アドバンス（上位層までに対応）　→フリートーク・質疑応答の割合を増やした内容

・受注者は、英会話で取り上げるテーマを設定する。テーマは、堺市の使用教科用図書の学習内容、学習時期を十分に活用できるものとする。テーマ一覧、目標、新出・既習表現及び語彙、単元の言語活動例等をエクセル形式で表にまとめた年間カリキュラムを令和９年３月下旬までに提出し、承認を受けること。

※１回目の英会話は令和９年７月上旬までに実施予定。

・受注者は、教員の授業を支援するため、設定したテーマの各回（年間３回）において、英会話実施の「レッスン前時の授業」「レッスン当日の授業」「レッスン後の授業」、それぞれにおける指導案及びオンライン英会話で使用する生徒用プリントを作成する。なお、指導案は、学習の目標、１単位時間の学習内容・指導者の発問、言語材料、評価基準等を記載する。また、「レッスン当日の授業」の指導案は、前述の習熟度３段階の内容ごとに作成する。（指導案及び生徒プリントは習熟度１コースにおいてそれぞれＡ４　１枚以上。）

※１単位時間の授業は 50 分とし、英会話実施当日の指導案は、実施前後の教員の指導及び英会話での講師の指導について記載すること。（英会話の実施時間は 25 分）

・英会話指導案及び生徒用プリントは、ワード及び PDF 形式のデータにて令和９年３月下旬までに受注者が発注者に提出し、承認を受けることとする。承認後、受注者は４月下旬までに、指導案、生徒用プリントのワード及び PDF 形式のデータを、学校へ送付する。

④英会話予約システム

・受注者は、教員が英会話の日時予約ができるシステム機能などを用意し、学校、発注者双方とオンライン上で連絡が取りあえる体制を構築すること。

・前項に規定するシステム機能の整備及び連絡体制の構築は令和９年４月上旬までに完了し、研修終了後から学校による予約受付を開始できる状態とすること。

８　講師に係る要件

（１）講師は、海外に在住し、英語を母語とする者、または英語を母語とするものと同等の英語力を有する者であって、大学卒業資格をもつ者であること。

（２）講師は、TESOL 若しくは、同等の資格を保有している者又は英語を母語としない者向けの英語教授法について十分に研修を受けた指導力を有し、明瞭な発音、発声ができる者であること。

（３）講師は、生徒と信頼関係を築き、規律ある円滑な授業運営を行うため、日本文化、日本の英語教育、日本で学ぶ生徒の特性についての研修を受講した者であること。また、豊かな人権感覚を身に付け生徒に対し深く理解があり、生徒の特性に応じて柔軟に対応できる者あること。

（４）英会話におけるトラブルについて、学校及び発注者と連携し速やかにその解決にあたること。

（５）受注者は、令和９年４月上旬までに講師全員の名前、卒業大学、TESOL やその他の資格についてまとめた表をエクセルで作成し、データを発注者へ提出すること。

（６）英会話はインターネット回線等が安定した場所で実施すること。
※講師は出社勤務により英会話を実施すること。

（７）発注者が、能力・勤務態度等、講師としての適性に欠けると判断した場合、受注者は直ちに必要な措置を講じなければならない。

（８）受注者は、上記（７）の要求を受けた場合は、速やかに対処して文書にて発注者に報告しなければならない。

９　実施状況報告書の作成

受注者は、業務の履行状況を適切に把握し、毎月の業務終了後翌月の 10 日（その日が土日祝の場合は直前の平日、令和 10 年３月については令和 10 年３月 31 日）までに、実施状況報告書を PDF 形式（様式任意）で発注者に提出するものとする。

10　欠席・学級閉鎖・臨時休業等の連絡及び対応

（１）発注者及び学校は以下の事由等により生徒が英会話の受講ができないと判断した時点で、受注者に連絡し、中止または延期するものとする。なお、以下の事由によらない生徒の欠席については、中止しない。

①流行性感冒等による学級閉鎖・一斉休校等

②自然災害（台風・大雨・降雪その他）等による学級閉鎖等

③校内ネットワークの不調による接続不可等

④その他、発注者の責に帰さない不測の事態により、生徒が英会話を受講できない場合

（２）受注者は、発注者からの連絡に迅速に対応するため緊急連絡先を指定し、発注者に報告するものとする。

（３）（１）の事由により英会話を延期した場合、代替授業について学校と調整し、発注者へ報告してから行うものとする。

11　英会話の予約及び変更について

（1）受注者は、学校の希望日及び希望内容を取りまとめ、各学期における全校の英会話実施予定を、当該学期中に最も早く実施する学校の初回英会話実施予定日の 30 日前（土日祝日を含む）までに発注者へ通知するものとする。ただし、第１学期については 20 日前までとする。

（2）受注者は、各学校に対し、当該校の英会話実施予定日時を、実施予定日の 30 日前（土日祝日を含む）までに通知するものとし、第１学期については 20 日前までとする。通知は電子メール及び電話により行うものとする。

（3）英会話実施日時の変更がある場合は、予約日の 10 営業日前までに発注者へ連絡するものとする。

12　必要機材について

英会話で使用する物品について以下のものを準備すること。その他感染症対策に必要な消毒用品等の準備も行うこと。以下の機材の使用に関わり、生徒用パソコンの設定が必要な場合は、発注者から指示する保守業者と打合せのうえ、行うこと。

品名	詳細	必要数
ヘッドセット	USB　Type C 接続・オーバーヘッドタイプ	1 校あたり 40 台以上

13　費用負担について

委託料には次の費用が含まれ、他に係る費用については請求できないものとする。

・講師費用、教材、指導案及び本業務に係る事務経費の全て

・スケジュール調整に係る通信費、通信ソフトやネットワーク環境対応に係る費用

・英会話を円滑に実施できるよう、ネットワークの不調等不測の事態に備え、予備機等、端末や通信機器等の代替手段にかかる費用

・その他の業務を遂行するにあたり必要な費用

14　その他

（１）受注者は、本市教育のねらいに沿った独自の提案や工夫を行う。

（2）発注者は、インターネット環境に起因する通信の不具合の解決のために、情報提供を行う。解決にあたっては、発注者と受注者が双方にて協議を行い、対策を講じ、英会話が円滑に実施できるようにするものとする。

（3）受注者は、発注者との密な連絡に努めるものとする。

（4）本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受注者が協議し、問題の解決を図るものとする。

15　遵守事項

（1）受注者は、本業務を再委託してはならない。ただし、業務の一部について相当の理由があるときは、この限りでない。なお、再委託する場合は契約書第６条に基づき、必要な届出等を行うものとする。

（2）受注者は、契約締結後速やかに業務責任者を定め、発注者に届け出ること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

（3）本仕様書に基づき受注者が提出する計画書、指導案、教材、研修資料、実施マニュアルその他の成果物の様式は任意とし、電子データとして提出する。受注者は提出後、発注者の確認を受けるものとし、修正指示があった場合は速やかに対応すること。成果物は発注者の承認をもって確定するものとする。

（4）業務内容について、業務責任者又はそれに準ずる者が、通信テスト前に発注者担当者と打合せを行うこと。

（5）緊急時の連絡・対応の迅速性を図るための体制を予め発注者へ報告するとともに、緊急時においては速やかに対応のうえ、その対応状況と結果を発注者に報告するものとする。

（6）発注者が業務内容の改善を指示した場合には、業務内容の改善対策報告書を発注者に提出し、速やかに改善するものとする。

（7）業務責任者及び本業務に従事する者の業務に関する電子メールの使用において、発注者が認めた者以外への送信、発注者が認めた方法以外による送信及びBCCの使用は厳禁とする。

（8）本業務において使用する個人情報を含むデータにはパスワードを設定し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

（9）本業務に従事する者又は従事した者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、本業務に関して知りえた情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。なお、契約期間終了後も同様とする。

(10) 学校別及び個人データ等は、すべて本業務終了とともに他者に渡ることが無いよう適切に廃棄処分とするものとする。

16　暴力団等の排除について

（１）入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

①受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

②これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

（２）再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

（３）誓約書の提出について

①受注者は、堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

②受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

③受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

（４）不当介入に対する措置

①受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

②受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

③本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

④本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。